

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下のとおり経営理念を制定しております。この経営理念を基に、事業活動を通して社会貢献していくことが当社の持続的な発展と企業価値の向上につながるものと認識しております。

＜日本タングステン株式会社 経営理念＞

■企業理念: Our Corporate Philosophy

日本タングステンは、
世界の人々と従業員の明るい未来を実現するために
・マテリアルからはじまる価値創造に挑戦し続けます。
・常に№1を目指し、かけがえのない存在であり続けます。

■行動規範: Our Way

・私たちは、情熱をもって、失敗を恐れずチャレンジします。
・私たちは、当事者意識をもって、すぐ行動しやり遂げます。
・私たちは、相手の立場になって、期待以上で応えます。

当社は、上記経営理念に従い、会社を取り巻くステークホルダーの信頼や期待に応えられるよう、より一層コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

コーポレートガバナンスの強化にあたっては、金融商品取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を尊重し、ガバナンス体制の整備と業務運営の継続的な改善を図ることを基本方針として取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〔補充原則1-2-4 株主総会における権利行使〕

招集通知等の英訳については、現在、当社の株主における海外投資家の比率は2.6%程度であるため、費用対効果に鑑み、行っておりません。今後、外国人株主等の比率、動向等に留意しつつ検討してまいります。
なお、議決権の電子行使は、第108期定時株主総会から導入しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4 政策保有株式〕

当社は、当社の中長期的な企業価値の向上に必要であり、業務提携、取引の維持・強化等の保有目的が明確かつ合理的と判断したものに限り、政策保有株式を保有することとしております。

個別の政策保有株式銘柄については、毎年、取締役会で、資本コストを踏まえた投資のリスク・リターン等の定量面の合理性の検証を行うとともに、当社の中長期的な企業価値の向上に資する業務提携、取引の維持・強化等が図られているか等保有の必要性を検証し、保有意義が薄れたものについては随時売却する方針としております。

また、政策保有株式に係る議決権については、議案の内容を精査し、ISSなどの議決権行使助言会社の議決権行使基準等を参考に、投資先企業の企業価値を毀損したり株主利益の向上を期待できないと判断される場合、または十分な説明が無い場合には、総合的に勘案して慎重に行使することとしております。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社は、取締役及び取締役やその親族等が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしているほか、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。

また、取締役会は、全ての役員に対して、定期的に関連当事者の有無について確認し、関連当事者間の取引について監視を行っております。

〔原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、確定給付型企業年金を採用しており、その積立金は、規約・基本方針に従ったうえで、リスクを勘案しつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に運用しております。運用にあたっては、運用機関から意見を聴取したうえで、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定し、経理部門と人事部門が共同して年金資産の運用状況を定期的にモニタリングするほか、運用受託機関の定量的・定性的な評価を実施し、経営会議・取締役会に報告しております。なお、積立金の運用結果については、従業員に開示しております。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

当社は、情報開示の充実について、以下のとおり対応しております。

(1) 経営理念及び中期経営計画(2021年～2024年)の経営方針等について、ホームページに掲載しております。

経営理念URL https://www.nittan.co.jp/company/b_policy/b_policy.html

中期経営計画URL https://www.nittan.co.jp/company/b_policy/plan.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、ホームページ等に掲載しております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 http://www.nittan.co.jp/company/b_policy/governance.html

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書、株主総会招集通知及び有価証券報告書等にて開示しております。

また、取締役の報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会（構成員の過半数が社外取締役、かつ、委員長は社外取締役）で審議することにより、公正かつ透明性の高い手続を行っております。

(4) 取締役候補者の選解任は、役員選任基準に従うほか、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会（構成員の過半数が社外取締役、かつ、委員長は社外取締役）が策定する取締役選解任方針等に基づいて選定することにより、公正かつ透明性の高い手続を行うこととしております。また、社外取締役の選任については、社外役員の独立性基準を定めており、当該基準の基本原則についてはコーポレートガバナンスに関する報告書、株主総会招集通知等にて開示しております。

(5) 取締役候補者の個々の選任理由及び経歴は、株主総会招集通知にて開示しております。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要]

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制として、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役は除く。）で構成された経営会議を設置し、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則で定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しております。

なお、当社は、取締役会における意思決定の迅速化による経営の機動性向上を図るため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨定款で規定しております。

経営会議は、社長執行役員が議長となり、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。経営会議には常勤の監査等委員である取締役が出席し、業務執行状況の確認を行い、意見を述べております。

執行役員は、取締役会や経営会議で決定された事業計画や業務計画に基づき、担当分野の施策の決定や業務遂行を行っております。

なお、上記の機能・権限を定めた取締役会規則、経営会議規則及び職務権限規程により、取締役会で審議・報告すべき事項及び経営会議で協議・決定すべき事項を明確にしております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社が定める独立社外役員選任基準を満たした社外取締役を4名選任しております。社外取締役は、豊富な経験と高い見識、法律と会計等に関する高度な専門知識に基づいて、当社の経営全般に関して独立した立場から適切な意見及び助言を行う役割を担っていただいております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。また、上場の各金融商品取引所の定める基準に加えて、独自の「独立社外役員選任基準」を策定しており、その内容については、コーポレートガバナンスに関する報告書、株主総会招集通知等で開示しております。

[補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方等]

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保するため、社外取締役については、独立性の基準に加え、企業経営者、有識者などから、経験・見識・専門性を考慮して選定することとしております。また、社内取締役については、役員選任基準に基づき、その経験・実績・専門性などを総合的に評価・判断して選定することとしております。

また、その手続においては、役員選任基準に従うほか、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会（構成員の過半数が社外取締役、かつ、委員長は社外取締役）が策定する取締役選解任方針等に基づいて選定することにより、公正かつ透明性の高い手続を行うこととしております。

なお、取締役の人数は、取締役会で実質的で有効な議論を行うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内（現行6名）、監査等委員である取締役は4名以内（現行4名）の合計14名以内（現行10名）と定款で定めております。

[補充原則4-11-2 取締役の兼任の状況]

社外取締役をはじめ、取締役の他社の兼任状況は合理的な範囲にとどまっており、事業報告書、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

[補充原則4-11-3 取締役会の実効性確保のための前提条件]

当社取締役会は、2019年度における取締役会の実効性を分析・評価するため、アンケートに基づき、各取締役による自己評価を行いました。

アンケートの集計・分析の結果、当社取締役会は、取締役会の実効性について概ね適切に確保されていると判断いたしました。一方、中長期的な経営戦略を策定する際の経営環境の分析・評価、及び経営指標の各部門への落とし込み、並びに中期経営計画を中心とした経営戦略及びその他重要案件についての実施状況等のモニタリングについて、さらに改善の余地があることを確認いたしました。

当社取締役会は、今回の評価結果を踏まえ、取締役会の一層の実効性向上のため、今後更なる改善、継続的な取り組みを行ってまいります。

[補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針]

当社は、取締役全員を対象として、研修を行い知識や能力の向上を図っております。

また、社外取締役については当社グループの経営理念、企業経営、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時情報の提供や工場視察等を行っております。

上記以外にも、取締役が、その役割及び責務を果たすために必要な事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行っております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、経営管理部がIR担当部門として対応しております。また、IR担当の取締役は、経営管理部、人事部等の部門を管掌しており、また、社長直轄である経営企画部とも情報を共有しておりますので、株主との対話に関して、日常的な部門間の連携を図っております。

株主や投資家に対しては、個別の面談の他、IR担当の取締役が定期的に決算説明会等で報告するほか、工場見学や個別ミーティングを実施しております。

また、投資家との対話の際は、インサイダー情報管理及びフェアディスクロージャールールに留意しながら、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとして、その対話の内容は取締役と情報共有を図ることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社口)	166,665	6.46
株式会社福岡銀行	107,262	4.16
日本タングステン従業員持株会	95,782	3.71
日本タングステン取引先持株会	74,100	2.87
みずほ信託銀行株式会社	64,300	2.49
株式会社日本カस्टディ銀行 (信託口)	61,800	2.39
明治安田生命保険相互会社	60,170	2.33
株式会社西日本シティ銀行	50,917	1.97
株式会社佐賀銀行	50,000	1.93
宇部マテリアルズ株式会社	40,000	1.55

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
豊馬 誠	他の会社の出身者								○			
久留 和夫	公認会計士								△			
小田 昌彦	他の会社の出身者											
杉原 知佳	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊馬 誠		○	同氏は、九州電力株式会社の代表取締役副社長執行役員に就任しております。当社は、太陽光発電事業を行っており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5%未満と軽微であります。	同氏は、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき当社の経営全般に適宜、適切な意見と助言をいただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。

久留 和夫	○	○	同氏は、久留公認会計士事務所代表及びOCHIホールディングス株式会社の社外監査等委員に就任しております。当社と久留公認会計士事務所代表及びOCHIホールディングス株式会社には取引関係その他特別の利害関係はありません。なお、同氏は、2014年6月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツにおいてパートナーを務めておりました。また、2005年度から2010年度まで当社の会計監査業務に業務執行社員として従事しておりましたが、以降当社の会計監査業務には関わっておりません。	同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、高度な知見から当社の経理財務面において的確な監査意見をいただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。
小田 昌彦	○	○	同氏は、2014年6月から2018年5月に退任されるまで株式会社安川電機の監査役及び監査等委員に就任しておりました。なお、取引関係その他特別の利害関係はありません。	同氏は、株式会社安川電機において要職を担われたご経験があり、監査役及び監査等委員の経験を活かして客観的な立場から監査等を行っていただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。
杉原 知佳	○	○	同氏は、三浦・奥田・杉原法律事務所の共同経営者及び株式会社シティアスコンの社外取締役役に就任しております。当社と三浦・奥田・杉原法律事務所及び株式会社シティアスコンには取引関係その他特別の利害関係はありません。	同氏は、弁護士として法令への高度な知見に基づき客観的な立場から監査等を行っていただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関しても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が担保されております。また、人事については取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、監査計画や監査報告等に関する定期的な会合のほか、必要に応じて情報交換を行うなど、緊密に連携をとっております。また、必要に応じて会計監査人の往査状況を把握し、独立性を確認しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
--------	---------	----------	-----------	-----------	-----------	---------	----------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	7	3	3	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	7	3	3	4	0	0	社外取締役

補足説明

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員のすべてを独立役員に指定しております。また、独立役員の指定においては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する者を選任の方針としており、会社法及び東京証券取引所において定める属性情報の要件に該当しない者に加え、下記に記載しております当社が独自に定めた基準に該当しない者としております。なお、経営監視機能を十分に期待できる知識及び経験等を持つものであれば、独立性を損なわない範囲で選任することがあります。

- (1) 当社および子会社の業務執行者である者、または過去10年以内に業務執行者であった者
- (2) 当社または子会社の主要な取引先で、現在または直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、または行った者の業務執行者である者
- (3) 現在または直近3年間ににおいて当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- (4) 当社または子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- (5) 法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントであって、当社または子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (6) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- (7) (1) から (6) までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族もしくは同居の親族

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

2007年6月28日開催の第96期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の一部として、ストックオプションとしての新株予約権を付与する制度の導入についてご承認いただきました。

その後、2018年6月28日開催の第107期定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、ストックオプションとしての新株予約権に変えて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を付与するための報酬制度の導入についてご承認いただいております。

なお、譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年額3,000万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。なお、2021年3月期における当社取締役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

取締役11名 90百万円（うち社外取締役5名 18百万円）

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く）の支給額について、当該事業年度に係る取締役賞与は発生しておりません。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役3名に使用人給与相当額39百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

①取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額1億5,400万円以内（うち、社外取締役分は年額1,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第107期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3,000万円以内、株式数の上限を年16,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、第105期定時株主総会において年額4,800万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役職や職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬により構成され、固定報酬は基本報酬及び株式取得を目的とした株式取得目的報酬、業績連動報酬は金銭報酬（賞与）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成されております。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

イ. 報酬の構成

a. 固定報酬

基本報酬は、月例の報酬とし、役職や職責に応じて会社業績、世間水準及び社員給与とのバランス等を勘案し決定しております。

株式取得目的報酬は、月例の報酬とし、役職や職責に応じて決定しております。

b. 業績連動報酬

業績連動報酬は、業績の最終結果を表す親会社株主に帰属する当期純利益を基準とし、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての賞与及び中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬としております。

賞与及び譲渡制限付株式報酬の支給について、業績連動報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して単年度業績に連動した短期インセンティブとしての「賞与」及び中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」を支給しております。

業績連動報酬等の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当該期業績の最終結果を表すものであることを理由として、親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「当期純利益」という。）を基準として採用したものであります。

「賞与」の額の算定方法は、対象年度の当期純利益から株主還元相当額を控除した額に一定の率を乗じた額を役位別係数等により配分し、毎年6月に支給しております。また、「譲渡制限付株式報酬」の額の算定方法は、前事業年度の当期純利益の達成レンジにより決定した額に役位別係数を乗じた額に基づき株式を割当て、毎年7月に支給しております。

c. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合は、概ね業績連動報酬（金銭）：15から22%、業績連動報酬（非金銭）：5から8%、業績連動報酬以外の報酬等：80から70%となるよう設定しております。

ウ. 報酬決定に関する手続の概要

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

株主総会で決議された枠内で、指名・報酬諮問委員会（構成員の過半数が社外取締役、かつ、委員長が社外取締役）で報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬、賞与及び譲渡制限付株式の減額または支給について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

取締役会は、指名・報酬諮問委員会からの助言・提言を受けた役員報酬について審議し、決定しております。

b. 各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬の加算及び減算、並びに賞与の加算及び減算（不支給含む）

取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けております。取締役会は、当該内容が取締役社長によって適切に行われるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。なお、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）個人別の割当株式数を決議しております。

c. 監査等委員である取締役の報酬

株主総会で決議された枠内で、監査等委員会の協議により決定しております。

エ. その他重要事項

譲渡制限付株式報酬については、取締役在任期間中に、当社・各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）間で締結する譲渡制限付株式割当契約に定められるクローバック条項（内部規程違反等を含む一定の条件に該当し、割り当てた譲渡制限付株式の返還を求める条項）に該当した場合は、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえて、当該譲渡制限付株式割当契約に従い、譲渡制限付株式の返還を受けることとなっております。

オ. 決定方針の決定方法

当社の決定方針は、指名・報酬諮問委員会での諮問を受け、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年2月9日開催の取締役会で決議し決定しております。

カ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会が審議することにより、公正かつ透明性の高い手続を行っており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員後藤信志が、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬の個人別の報酬額の具体的内容に関し、加算及び減算（不支給含む）について委任を受けております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには取締役社長が最も適しており、取締役会から委任を受けた取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会は当該権限を取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の経営管理部及び監査等委員会スタッフが担当しております。取締役会、監査等委員会の開催通知、資料の配布等ならびに会議の議案によっては資料の配布とともに事前または事後に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査等委員会設置会社であります。

当社の取締役は10名（監査等委員である取締役4名を含む。）、うち社外取締役4名（監査等委員である取締役3名を含む。）であります。

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役4名）で構成されており、原則として毎月1回開催し、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役（以下、監査等委員）4名（うち社外監査等委員3名）で構成されており、原則として毎月1回開催し、常勤監査等委員からの経営会議等重要会議審議状況、代表取締役・取締役等へのヒアリング、各部門・支店・子会社への往査内容の報告及び取締役会付議議案の事前検討等を行っております。また、常勤監査等委員は経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。

取締役会の諮問機関としての指名・報酬諮問委員会は、取締役7名（構成員の過半数が社外取締役、かつ、委員長は社外取締役）で構成されており、取締役の構成、取締役候補者の選解任方針、報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬等について審議しております。

経営会議は、執行役員8名で構成されており、原則として隔週開催し、取締役会決議事項以外の当社及びグループ会社の重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

内部監査体制は、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を常勤の監査等委員である取締役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

内部統制体制は、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、内部統制の整備、運用状況を社内規程に基づいて監査を行い、監査等委員である取締役は監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、常勤の監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制は、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合、取締役社長を本部長とし、担当役員及び関係部門長を加えた緊急対策本部を設置し、全社を統括してその対応にあたることとしております。

コンプライアンス推進体制におきましては、コンプライアンス担当役員がコンプライアンス統括責任者となり、各部門等にコンプライアンス担当者を設置しております。また、リスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの順守状況をモニタリングし、適宜改善指示等を行っております。

情報開示体制は、情報取扱責任者である経営管理本部長から、開示の要否、内容について経営会議及び取締役会に報告・付議されて承認を受けることで、情報開示の適正性の確保に努めております。

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けているほか、会計処理並びに監査に関する諸事項について随時確認し、財務諸表の適正性の確保と維持に努めております。監査等委員会と会計監査人は、監査計画や監査報告等に関する定期的な会合のほか、必要に応じて情報交換を行うなど、緊密に連携をとっております。また、必要に応じて会計監査人の往査状況を把握し、独立性を確認しております。

当社は、法律事務所と顧問契約を結んでおり、必要に応じ、顧問弁護士のアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項に記載した現状のコーポレート・ガバナンス体制で、経営の機動性及び効率性を確保しながら、かつ十分な統制機能を働かせることが可能であると判断し選択しております。また、外部からの客観的及び中立した経営監視機能を強化することを目的に、社外取締役として4名選任し、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切なご意見と助言を行っており、経営の監督機能の強化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、法定期限より1週間程度早めて招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り、集中日と予測される日を避けた株主総会の開催を基本としております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権の電子行使は、第108期定時株主総会から導入しております。
その他	招集通知、決議通知を自社ホームページで公開しております。 なお、招集通知は発送前開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに業績概要、決算について説明会を実施しております。また、個別ミーティングを適時実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、招集通知、報告書(株主通信)等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日本タングステン企業行動憲章」「日本タングステン従業員倫理規範」にステークホルダーの立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証しており、環境に配慮したものづくりを推進することで省エネ・省資源活動に注力すると共に、太陽光発電による売電事業など、地球環境の保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その認識を実践するため、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ等により開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1: 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステン企業行動憲章」及び「日本タングステン従業員倫理規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員がコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各部門等にコンプライアンス担当者を置いて全社員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の遵守及びその推進を図っているほか、取締役社長が委員長を務めるリスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、適宜改善指示等を行っております。さらに、これらの実効性を強化するために、コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、定期的な啓発や教育活動を行っております。加えて、コンプライアンス全般に係る問題について通報・相談を受け付けるため、内部通報制度規程を制定し、「コンプライアンスヘルプライン」を社内、社外にそれぞれ設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

2: 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

3: 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

4: 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

5: 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、子会社の適切な管理を行っております。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び経営会議等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定を行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社経営会議等へ報告しております。また、子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

6: 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会がその職務を遂行するための監査体制のあり方等を定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関しても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が担保されております。また、人事については取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

7: 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員である取締役は、当社の経営会議等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。

内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査等委員会に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査等委員会に報告しております。また、当社及び子会社は「コンプライアンスヘルプライン」に寄せられた情報が当社の監査等委員会に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

8: 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を執行するにあたり必要な費用（弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む）は、監査等委員である取締役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

9: その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、グループ全体が毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断いたします。

- ・反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「日本タングステン企業行動憲章」に明記し、定期的を実施する社内コンプライアンス教育を通して当社グループ役職員に周知徹底しております。また、経営管理部を反社会的勢力との対応部署とし、平素から警察当局や顧問弁護士等と定期的に情報交換を行うなど、連携を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

あり

該当項目に関する補足説明

1: 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならぬと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を提供することなく、また対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としては、当社の企業価値の源泉は、材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、熟練した技術を有する従業員の存在、重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2: 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

A. 企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術により、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、セラミックス部品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工製品へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、これらの材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なもののづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

企業価値向上の中期的な取り組みとして、「成長に向けた基盤強化」と「100周年に向けた成長開始」を基本戦略として、下記の戦略について推進してまいります。

a. 利益体質強化

突発的な環境変化でも安定した利益を創出する体質への変革を進めます。また、ROEを向上させるため、利益率向上と資本回転率向上に取り組んでまいります。

b. 成長戦略（成長事業の実現）

ポートフォリオを再編し、利益創出事業で得たリソースを成長期待事業へ集中し成長を目指してまいります。

・収益改善事業

損益改善を行い、利益創出事業への転換を進めてまいります。また、一部の事業については市場からの撤退も検討してまいります。

・利益創出事業

既存の高収益事業の利益体質を強化し、新市場の開拓や応用商品の開発を行い、安定した利益の創出を進めてまいります。

・成長期待事業

利益創出事業で得た利益や収益改善事業の一部事業撤退により発生するリソースを成長期待事業へ集中し、成長市場に関わる商品を開発し事業化を進めてまいります。

・機械部品事業本部

新商品（マゼロイ等）の市場浸透、構築したGlobal生産体制によるNTダイカッターの拡販等、成長期待事業へリソースを集中してまいります。また、資本効率向上を目指した事業ポートフォリオを再編してまいります。

・電機部品事業本部

成熟化した既存商品市場からモビリティ市場や医療分野等、成長が期待される新市場を開拓してまいります。また、棚卸資産の適正化等の資本効率の改善を進めてまいります。

c. 新商品・新規事業創出の加速

「情報収集力の強化」「情報と仮説に基づいた開発」「フレキシブルな開発体制」により開発スループットを向上させ、新商品開発を加速し、5つのターゲット市場（衛生・医療、半導体・電子部品、自動車、産業機器、インフラ）へ新商品を投入してまいります。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を順守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取り組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として2016年6月29日に監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の取締役は10名（監査等委員である取締役4名を含む）であり、うち4名（監査等委員である取締役3名を含む）は社外取締役であります。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成する経営会議を、原則として隔週開催し、取締役会決議事項以外の当社及びグループ会社の重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

常勤の監査等委員である取締役は、経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外の監査等委員である取締役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤の監査等委員である取締役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、代表取締役と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤の監査等委員である取締役より、内部監査、監査等委員会監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査等委員である取締役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス推進体制におきましては、コンプライアンス担当役員がコンプライアンス統括責任者となり、各部門等にコンプライアンス担当者を設置しております。また、リスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、適宜改善指示等を行っております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査等委員である取締役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

3:基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の更新を決定し(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)、その後、2020年6月26日開催の当社第109期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記1記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する大規模買付行為(下記イに定義されます。以下同じです。))に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させる必要性があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、以下のとおりの本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。))がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続(以下「大規模買付ルール」といいます。))を定めるものです。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議(一定の場合には株主総会決議)に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置(原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))の無償割当てを行います。)を発動することがあります。

c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが順守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

4: 上記2の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記2の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記1に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5: 上記3の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対し、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために行われたものであり、上記1に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a.株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、2020年6月26日開催の当社第109期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また、当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b.買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

c.当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記3ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために、行われたものです。

d.合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e.独立委員会の設置

上記3イ.c.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f.デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことからその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1:適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項

当社では、当社のすべての役員及び従業員の行動指針である「日本タングステン企業行動憲章」を制定し、法令遵守の徹底を図っております。本憲章において、株主はもとより、社会に対し適時適切な企業情報を積極的かつ公正に開示する体制を宣言し、その確立、実践に努めております。

2:適時開示業務を執行する体制

当社では、適時開示に係る会社情報は全て情報取扱責任者である経営管理本部長に集約される体制とすることで、情報収集における迅速性を図っております。

情報取扱責任者は、適時開示に係る会社情報を経営会議(常勤の監査等委員がオブザーバーとして参加)に報告し、経営会議を通して取締役会の承認を得ることとなっております。

なお、情報取扱責任者は、必要に応じて監査法人及び顧問弁護士の提言・助言等を受け、当該情報の内容及び開示の必要性の検討を行っており、適時開示に係る会社情報の適正性を確保する役割を担っております。

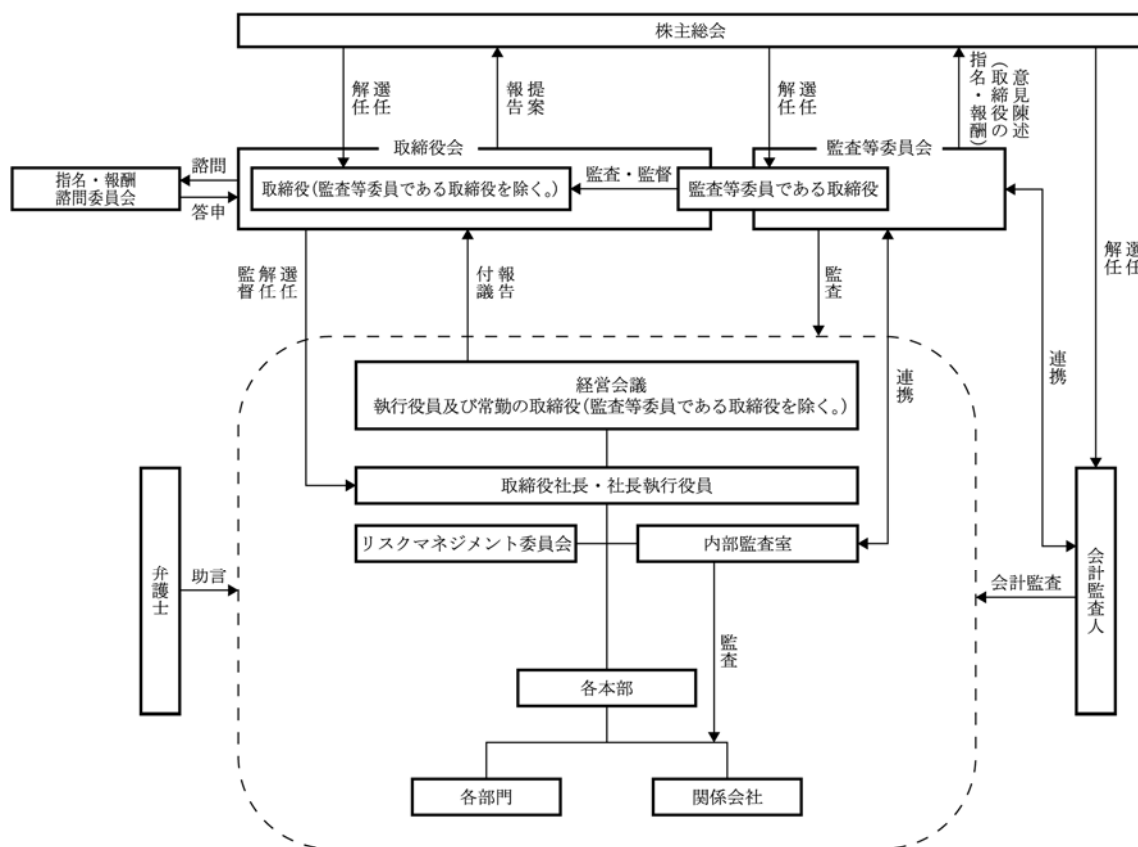
取締役会の承認を得た適時開示に係る会社情報は、情報取扱責任者により開示しております。

3:適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査等委員会及び内部監査室は、適宜、監査を実施し、適時開示体制の整備及び運用状況の有効性の確認と、開示内容の適正性を確認しております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制及び当社の適時開示に係る社内体制の模式図は、下記のとおりとなっております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【情報開示に係る社内体制】

